

平川市図書館雑誌スポンサー制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平川市図書館及び碓ヶ関公民館図書コーナー（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、平川市図書館長（以下「館長」という。）が別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、館長は当該費用により購入した雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、雑誌表面には雑誌スポンサー名を、雑誌裏面には雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示することができる。
- 3 前項の雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告の表示物は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は、館長が別に定める。
- 4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌に広告を表示することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
 - 二 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
 - 三 政治活動又は宗教活動を行う者
 - 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行う者
- 2 雑誌スポンサーは、平川市又はその近隣市町村に事務所を設置している企業、商店、団体等を対象とし、個人は対象としない。

(広告の表示基準)

第5条 スポンサー誌に表示することができる広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- 一 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの。
- 二 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- 三 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- 四 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの。
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの。
- 六 消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- 七 その他雑誌に表示する広告として適当でないと館長が認めるもの。

(広告の表示期間)

- 第6条 広告の表示期間は、当該年度の期間内とし、館長と雑誌スポンサーが協議の上決定する。
- 2 雑誌スポンサーは、前項の期間満了の2ヶ月前までに、館長へ期間更新の意思表示をしなければならない。
 - 3 前項の期間更新の意思表示があったときに限り、館長は、広告の表示期間を1年間更新する。

(雑誌スポンサーの募集)

- 第7条 雑誌スポンサーの募集は、広報、市ホームページ等への掲載、市の施設等へのポスター掲示等を通じて行う。

(雑誌スポンサーの申込み)

- 第8条 広告表示を希望する者は、別に定める雑誌リストに掲載された雑誌の中から広告表示を希望する雑誌を選定し、別に定める申込書に雑誌スポンサーの要件に関する確認書、表示しようとする広告の原稿その他館長が必要と認める書類を添えて、館長に提出するものとする。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

- 第9条 前条の申込みがあったときは、館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。
- 2 前項の審査は、館長のほか館長が指名する図書館職員が行うものとする。
 - 3 館長は、雑誌スポンサーに対して広告内容の修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(雑誌スポンサーの決定)

- 第10条 館長は、第8条による申込みがあったときには、前条第2項の審査を行い、審査結果を申込者に対して速やかに通知するものとする。
- 2 希望する雑誌を同じくする申込みが2つ以上あったときは、前条第2項の審査で適正と認められた申込者の先着順により雑誌スポンサーを決定する。

(覚書の締結)

第11条 前条第1項の通知を受けた申込者は、速やかに館長と別に定める覚書を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌に表示した広告の内容を変更しようとするときは、変更の1ヶ月前までに館長に申し出て、変更の内容等について館長と協議しなければならない。

(雑誌購入代金の支払方法)

第14条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 代金の支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

3 購入対象の雑誌が当該表示期間中に休刊、廃刊等となったときは、館長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(雑誌スポンサーの認定取消し)

第15条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの認定を取り消すことができる。

一 指定する期日までに雑誌購入費の支払がなされないとき。

二 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

三 雑誌スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により雑誌スポンサーの認定を受けたことが判明したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為等があったと館長が認めるとき。

2 雑誌スポンサーが館長の指定する雑誌購入業者へ支払った雑誌購入費は、前項の規定による認定取消しにかかわらず返還しないものとする。

(雑誌の所有権)

第16条 雑誌スポンサー制度により配架された雑誌は、すべて図書館に帰属するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項は、館長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

広告の規格等について

1 スポンサー名の表示

- (1) 基準サイズ 縦 約5cm × 横 約15cm の長方形とする。
- (2) 貼付位置 雑誌表面
雑誌カバー底辺から4cm程度上部の中央
- (3) 基準サイズ及び貼付位置は、雑誌の大きさにより調整することができる。

2 広告の表示

- (1) 基準サイズ 雑誌の大きさの寸法以内とする（形や材質等は指定なし）。
- (2) 貼付位置 雑誌裏面

3 その他

- (1) スポンサー名及び広告の作成は、原則として雑誌スポンサーが行うこと。
- (2) 館長から表示物の修正等を指示されたときは、雑誌スポンサーは速やかに対応すること。

4 スポンサー名及び広告の表示位置（イメージ図）

